



# 和歌山市公報

令和6年（2024年）3月1日  
第1770号

発行所 和歌山市役所  
発行日 毎月 1日 15日

## 目次

### 【 条 例 】

番号		ページ
1	和歌山市退職手当基金条例・・・・・・・・・・・・・・・・（人事課）	2
2	和歌山市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・（市民課）	3

### 【 規 則 】

8	和歌山市危険物規制規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（予防課）	3
9	和歌山市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（消防総務課）	3

### 【 訓 令 】

1	和歌山市職員名札着用規程の一部を改正する規程・・・・・・・・（人事課）	4
---	-------------------------------------	---

### 【 告 示 】

68	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可の申請の概要・・（環境政策課）	6
69	公示送達（令和4年度（令和3年度分）及び令和5年度介護保険料納入通知書（特別徴収））・・・・・・・・・・・・・・・・（介護保険課）	10
70	道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	11
71	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	11
72	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	12
73	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	13
74	公示送達（差押調書（謄本））・・・・・・・・・・・・・・・・（債権回収対策課）	13
75	公示送達（令和5年度後期高齢者医療保険料督促状）・・・・・・・・（保険総務課）	13
76	公示送達（令和5年度後期高齢者医療保険料督促状）・・・・・・・・（保険総務課）	14
77	道路区域の決定及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	14
78	公示送達（市県民税（普通徴収）督促状及び市県民税（特別徴収）督促状）・・（納税課）	14
79	公示送達（令和5年度随時第9期並びに第6期及び第7期分国民健康保険料督促状）・・・・・・・・・・・・・・・・（国保年金課）	14
80	公示送達（令和4年度及び令和5年度国民健康保険料更正通知書）・・・・・・・・（介護保険課）	15
81	和歌山市一般会計補正予算の要領・・・・・・・・・・・・・・・・（財政課）	15
82	令和6年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧（資産税課）	15
83	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定特定相談支援事業者の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	16
84	児童福祉法の規定による指定障害児相談支援事業者の廃止・・・・・・・・（障害者支援課）	16
85	身体障害者福祉法の規定により指定した医師からの辞退の届出・・・・・・・・（障害者支援課）	16
86	身体障害者福祉法の規定による医師の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	17

### 【 公 告 】

○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課）	17
---	--------------------------------------	----

○ 変更後の和歌山農業振興地域整備計画の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・	（農林水産課）	17
○ 和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業の事業計画変更・・・・	（まちなみ景観課）	17
○ 和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業の事業計画変更の図書の 縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・	（まちなみ景観課）	18
○ 道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・	（建築指導課）	18
<b>【 選挙管理委員会告示 】</b>		
6 選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・	（選挙管理委員会事務局）	18
7 委員の直接解職請求に必要な選挙人の数・・・・・・・・	（選挙管理委員会事務局）	19
<b>【 教育委員会告示 】</b>		
3 和歌山市教育委員会臨時会を開催する告示・・・・・・・・	（教育政策課）	19
<b>【 企業局告示 】</b>		
5 和歌山市排水設備等指定工事店条例の規定による代表者氏名の変更の届出・・・・	（企業総務課）	19
<b>【 消防局訓令 】</b>		
1 和歌山市消防職員名札着用規程の一部を改正する規程・・・・・・・・	（消防総務課）	20

## 【 条 例 】

和歌山市退職手当基金条例を公布する。

令和6年3月1日

和歌山市長 尾花正啓

### 和歌山市条例第1号

和歌山市退職手当基金条例

（設置）

第1条 和歌山市職員の退職手当に関する条例（昭和37年条例第32号）の規定に基づく退職手当の支給に要する経費の財源に充てるため、和歌山市退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れるものとする。

（処分）

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための必要な経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（繰替運用）

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和15年3月31日限り、その効力を失う。

(令和 6 年 3 月 1 日 掲示済)

和歌山市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 6 年 3 月 1 日

和歌山市長 尾花正啓

### 和歌山市条例 2 号

和歌山市手数料条例の一部を改正する条例

和歌山市手数料条例（平成 12 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条第 1 号中「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同条第 6 号中「閲覧」の次に「又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧」を加え、「書類 1 件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの 1 件」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 5 号中「又は戸籍法第 48 条第 2 項」を「戸籍法第 48 条第 2 項」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同号を同条第 7 号とし、同条第 4 号を同条第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(6) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行（総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合及び同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。）

1 件 700 円

第 34 条第 3 号中「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。）

1 件 400 円

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(令和 6 年 3 月 1 日 掲示済)

## 【 規 則 】

和歌山市危険物規制規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 3 月 1 日

和歌山市長 尾花正啓

### 和歌山市規則第 8 号

和歌山市危険物規制規則の一部を改正する規則

和歌山市危険物規制規則（平成 8 年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「次項において同じ。」を削り、「自らこれを行い、」の次に「消防職員の立会いを受けた場合を除き、」を加え、「完成検査申請の際」を「完成検査の際」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 3 月 1 日 掲示済)

和歌山市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 3 月 1 日

和歌山市長 尾花正啓

### 和歌山市規則第 9 号

和歌山市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市消防局の組織に関する規則（平成 15 年規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 消防総務課の部総務企画班の項中第 10 号を第 12 号とし、第 9 号を第 11 号とし、第 8 号の次に次の 2 号を加える。

（9）消防広報（他課の所管に属するものを除く。）に関する事。

（10）消防事務に係る電子計算機の処理に関する事。

別表第 1 消防総務課の部消防団班の項中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第 10 号を削り、同表警防課の部救急救助班の項第 1 号中「救急及び救助活動」を「救急活動」に改め、同項第 2 号中「救急及び救助対策」を「救急対策」に改め、同項第 6 号中「救急及び救助統計」を「救急統計」に改め、同部監察指導班の項に次の 3 号を加える。

（4）救助活動に関する事。

（5）救助対策に関する事。

（6）救助統計に関する事。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 6 年 3 月 1 日揭示済）

## 【 訓 令 】

### 和歌山市訓令第 1 号

和歌山市職員名札着用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日

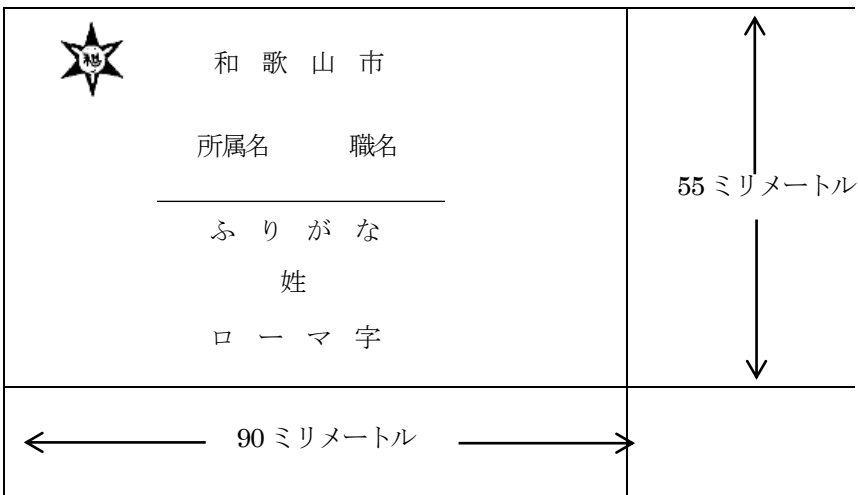
和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市職員名札着用規程の一部を改正する規程

和歌山市職員名札着用規程（平成 14 年訓令第 12 号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）



## 附 則

- この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程の施行の際、現に存するこの規程による改正前の和歌山市職員名札着用規程の様式による名札は、この規程による改正後の和歌山市職員名札着用規程の規定にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

(令和 6 年 2 月 26 日 掲示済)

## 【 告 示 】

## 和歌山市告示第 68 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 19 日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 申請の概要

- 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

エヌシー環境株式会社

和歌山市湊 1 3 4 2 番地

代表取締役社長 吉門孝芳

- 工場又は事業場の名称及び所在地

エヌシー環境株式会社

和歌山市湊 1 3 4 2 番地

- 特定施設の種別

水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 第 27 号イに掲げるろ過施設及び別表第 1 第 27 号ハに掲げる亜硫酸ガス冷却洗浄施設及び別表第 1 第 27 号ヌに掲げる廃ガス洗浄施設

- 特定施設に関する事項

新たに特定施設を設置する。別表第 1 のとおり

- 汚水等の処理に関する事項

別表第 2 及び別表第 3 のとおり

- 排出水の汚染状態及び量

別表第 4 のとおり

## 2 縦覧の期間及び場所

- 期間

令和 6 年 2 月 19 日から令和 6 年 3 月 12 日まで

- 場所

和歌山市七番丁 2 3 番地 和歌山市役所 6 階 和歌山市市民環境局環境部環境政策課

## 別表第 1 特定施設に関する事項

区分	新設	新設
特定施設番号及び名称	第 27 号ハ 亜硫酸ガス冷却 洗浄施設	第 27 号ハ 亜硫酸ガス冷却 洗浄施設
構造	充填塔（3 塔連続式）	充填塔（3 塔連続式）
主要寸法	N o. 1 内径 1 6 1 6 mm	N o. 1 内径 1 6 1 6 mm

		φ×6000mmH No. 2 内径1620mm	φ×6000mmH No. 2 内径1620mm	φ×6000mmH No. 3 内径1900mm	φ×6000mmH No. 3 内径1900mm
		φ×4500mmH	φ×4500mmH	φ×4500mmH	φ×4500mmH
能力		8000Nm <sup>3</sup> /H		8000Nm <sup>3</sup> /H	
1日当たりの使用時間		24時間		24時間	
使用の季節的変動の有無		なし		なし	
排出水の汚染状態	区分	通常	最大	通常	最大
	項目				
	pH	2.1	2.0	2.1	2.0
	COD (mg/L)	50	100	50	100
	SS (mg/L)	20	40	20	40
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	0.8	0.8	0.8	0.8
	全窒素 (mg/L)	30	40	30	40
	全リン (mg/L)	0.5	1.5	0.5	1.5
	全水銀 (mg/L)	0.0005 以下	0.0005 以下	0.0005 以下	0.0005 以下
Pb (mg/L)	0.2	0.3	0.2	0.3	
汚水等の1日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	550	600	400	500	
備考		No. 1 工程排水中和処理施設にて処理		No. 2 工程排水中和処理施設にて処理	

区分	新設	新設			
特定施設番号及び名称	第27号イ ろ過施設	第27号イ ろ過施設			
構造	ろ布方式精密濾過機	ろ布方式精密濾過機			
主要寸法	800mm×930mm× 4180mmH	800mm×930mm ×4180mmH			
能力	10m <sup>3</sup> /h	10m <sup>3</sup> /h			
1日当たりの使用時間	4～5時間	4～5時間			
使用の季節的変動の有無	なし	なし			
排出水の汚染状態	区分	通常	最大	通常	最大
	項目				
	pH	—	—	—	—
	COD (mg/L)	—	—	—	—
	SS (mg/L)	—	—	—	—
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	—	—	—	—
	全窒素 (mg/L)	—	—	—	—
	全水銀 (mg/L)	—	—	—	—
Pb (mg/L)	—	—	—	—	
汚水等の1日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	—	—	—	—	
備考		ろ液は製品であるため、排水は系外へ出ない。	ろ液は製品であるため、排水は系外へ出ない。		

区分	新設	新設			
特定施設番号及び名称	第27号イ ろ過施設	第27号ヌ 廃ガス洗浄施設			
構造	フィルタープレス	充填塔方式（水循環）			
主要寸法	5185mm×1935mm ×3860mmH	2840mm×980mm ×3604mmH			
能力	250L/min	3m <sup>3</sup> /日			
1日当たりの使用時間	6時間	3時間			
使用の季節的変動の有無	なし	なし			
排出水の汚染状態	区分	通常	最大	通常	最大
	項目				
	pH	—	—	—	—
	COD (mg/L)	—	—	—	—
	SS (mg/L)	—	—	—	—
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	—	—	—	—
	全窒素 (mg/L)	—	—	—	—
	全水銀 (mg/L)	—	—	—	—
Pb (mg/L)	—	—	—	—	
汚水等の1日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	—	—	—	—	
備考	ろ液は製品であるため、排水は系外へ出ない。		産廃にて処理するため系外へ出ない。		

区分	新設				
特定施設番号及び名称	第27号ヌ 廃ガス洗浄施設				
構造	充填塔方式（水循環）				
主要寸法	2400mm×984mm×3010mmH				
能力	3m <sup>3</sup> /日				
1日当たりの使用時間	3時間				
使用の季節的変動の有無	なし				
排出水の汚染状態	区分	通常	最大		
	項目				
	pH	—	—		
	COD (mg/L)	—	—		
	SS (mg/L)	—	—		
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	—	—		
	全窒素 (mg/L)	—	—		
	全水銀 (mg/L)	—	—		
Pb (mg/L)	—	—			
汚水等の1日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	—	—			
備考	産廃にて処理するため系外へ出ない。				



別表第2 汚水等の処理に関する事項（1）

区分		既設				既設			
施設名		No. 1工程排水中和処理施設				No. 2工程排水中和処理施設			
構造		FRP製				FRP製			
主要寸法		内径1200mmφ×7700mm H				内径1200mmφ×7700mm H			
能力		600m <sup>3</sup> /日				800m <sup>3</sup> /日			
処理の方式		脱却+中和				脱却方式			
1日当たりの使用時間		24時間連続				24時間連続			
使用の季節的変動の有無		なし				なし			
汚水等の汚染状態	区分	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	2.1	6.3	2.0	8.0	2.1	6.3	2.0	8.0
	COD (mg/L)	50	26	100	30	50	26	100	30
	SS (mg/L)	20	20	40	40	20	20	40	40
	n-Hex (mg/L)	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
	T-Hg (mg/L)	0.0 0.05 以下	0.0 0.05 以下	0.0 0.05 以下	0.0 0.05 以下	0.0 0.05 以下	0.0 0.05 以下	0.0 0.05 以下	0.0 0.05 以下
	T-N (mg/L)	30	30	40	40	30	30	40	40
	T-P (mg/L)	0.5	0.5	1.5	1.5	0.5	0.5	1.5	1.5
	Pb (mg/L)	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2	0.3	0.3
汚水等の1日当たりの量 (m <sup>3</sup> )		550	550	600	600	400	400	500	500

別表第3 汚水等の処理に関する事項（2）

区分		既設				既設			
施設名		No. 3工程排水中和処理施設				工程排水凝集沈殿処理施設			
構造		FRP製				鉄製+FRP製			
主要寸法		3000mm×9500mm×1200mmH				3300mmφ×6000mmH			
能力		1400m <sup>3</sup> /日				1100m <sup>3</sup> /日			
処理の方式		中和				凝集沈殿			
1日当たりの使用時間		24時間連続				24時間連続			
使用の季節的変動の有無		なし				なし			
汚水等の	区分	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
の	pH	6.3	6.3	8.0	8.0	2.1	6.3	2.0	8.0

汚染状態	COD (mg/L)	26	26	30	30	26	26	30	30
	SS (mg/L)	20	20	40	40	20	20	40	40
	n-Hex (mg/L)	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
	T-Hg (mg/L)	0.0 0.05 以下	0.0 0.05 以下	0.0 0.05 以下	0.0 0.05 以下	0.0 0.05 以下	0.0 0.05 以下	0.0 0.05 以下	0.0 0.05 以下
	T-N (mg/L)	30	30	40	40	30	30	40	40
	T-P (mg/L)	0.5	0.5	1.5	1.5	0.5	0.5	1.5	1.5
	Pb (mg/L)	0.0 4	0.0 4	0.0 5	0.0 5	0.2	0.0 4	0.3	0.0 5
汚水等の1日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	950	950	1100	1100	950	950	1100	1100	

別表第4 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	項目	区分	既設	
			No. 1 総合排水	
			通常	最大
	pH		6.7	8.0
	COD (mg/L)		9.6	15.9
	SS (mg/L)		12	37
	n-Hex (mg/L)		0.8	1.0
	T-Hg (mg/L)		0.0005以下	0.0005以下
	T-N (mg/L)		9.0	17.3
	T-P (mg/L)		0.31	1.10
	Pb (mg/L)		0.01	0.02
	排出水の1日当たりの量 (m <sup>3</sup> )		4345	4950
	備考			

(令和6年2月19日揭示済)

和歌山市告示第69号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年2月21日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和4年度 (令和3年度分)	介護保険料納入通知書	令和4年度4月期の納期は令和6年3月1日に変更する。

令和 5 年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和 5 年度第 8 期の納期は令和 6 年 3 月 1 日に変更する。
---------	--------------------------------	--------------------------------------

(別紙省略)

(令和 6 年 2 月 21 日 掲示済)

**和歌山市告示第 70 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和 6 年 2 月 21 日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 21 日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
26-2 29	旧	中之島 16 号線	和歌山市中之島 751 番 1 地先 和歌山市中之島 677 番地先	191.9	1.60 ～ 3.20
	新	中之島 16 号線	和歌山市中之島 751 番 1 地先 和歌山市中之島 680 番地先		177.9

(令和 6 年 2 月 21 日 掲示済)

**和歌山市告示第 71 号**

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年条例第 9 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 2 月 21 日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 6 年 2 月 3 日及び同月 9 日
J R 和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和 6 年 2 月 7 日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和 6 年 2 月 5 日

## 2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条第 2 項に該当したため

## 3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 167 番 1

電話 422-4100

## 4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1 台につき	2,500 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4,000 円

## 5 返還できる日時等

## (1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 1 月 29 日から同月 31 日までの日を除く。）

## (2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

## (3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

## 6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和 6 年 2 月 21 日 揭示済)

**和歌山市告示第 72 号**

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年条例第 9 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 2 月 21 日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和 6 年 2 月 6 日、同月 8 日及び同月 13 日

## 2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条の 2 第 2 項に該当したため

## 3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 167 番 1

電話 422-4100

## 4 返還を受けるために必要なもの

## (1) 自転車等の鍵

## (2) 住所及び氏名を確認できるもの

## (3) 印鑑

## (4) 費用

自転車	1 台につき	2,500 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4,000 円

## 5 返還できる日時等

## (1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 1 月 29 日から同月 31 日までの日を除く。）

## (2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

## (3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

## 6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和 6 年 2 月 21 日 揭示済)

**和歌山市告示第 73 号**

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年条例第 9 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 6 年 2 月 21 日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して 90 日を経過したが、引取りがないため

## 2 処分年月日

令和 6 年 2 月 22 日

## 3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 5 年 11 月 11 日	令和 5 年 11 月 22 日
J R 和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和 5 年 11 月 9 日	令和 5 年 11 月 22 日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和 5 年 11 月 7 日	令和 5 年 11 月 22 日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和 5 年 11 月 1 日、同月 6 日、同月 7 日、同月 9 日、同月 14 日及び同月 15 日	令和 5 年 11 月 22 日

## 4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 167 番 1

電話 422-4100

(令和 6 年 2 月 22 日 揭示済)

**和歌山市告示第 74 号**

差押調書（謄本）を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）は債権回収対策課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 6 年 2 月 22 日

和歌山市長 尾花正啓

(別紙省略)

(令和 6 年 2 月 22 日 揭示済)

**和歌山市告示第 75 号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方

税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年2月22日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別
令和5年度	後期高齢者医療保険料

(別紙省略)

(令和6年2月22日揭示済)

#### 和歌山市告示第76号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年2月22日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和5年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和6年3月11日に変更する。

(別紙省略)

(令和6年2月22日揭示済)

#### 和歌山市告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように決定し、令和6年2月27日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和6年2月27日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点	延長 (m)	幅員 (m)
		終点		
25-146	神前冬野線	和歌山市神前529番4地先	258.0	5.10
		和歌山市神前1037番3地先		9.00

(令和6年2月27日揭示済)

#### 和歌山市告示第78号

市県民税普通徴収督促状及び市県民税特別徴収督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年2月29日

和歌山市長 尾花正啓

(別紙省略)

(令和6年2月29日揭示済)

**和歌山市告示第79号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年2月29日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期（月）別	種別	備考
令和5年度	随時第9期 第6期 第7期	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和6年3月11日に変更する。

（令和6年2月29日揭示済）

**和歌山市告示第80号**

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年2月29日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和4年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和6年3月25日に変更する。
令和5年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和6年3月25日に変更する。

（令和6年2月29日揭示済）

**和歌山市告示第81号**

令和6年2月29日市議会定例会において議決された令和5年度補正予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別添のとおり公表する。

令和6年3月1日

和歌山市長 尾花正啓

（令和6年3月1日揭示済）

**和歌山市告示第82号**

令和6年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項及び第3項並びに和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第65条の規定により、次のとおり関係者の縦覧に供する。

令和6年3月1日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 縦覧期間

令和6年4月1日（月）から同年5月31日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

## 2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（木曜日は午後7時）

## 3 縦覧場所

和歌山市役所 2階 資産税課窓口

（令和6年3月1日揭示済）

## 和歌山市告示第83号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師がその指定を辞退したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月1日

和歌山市長 尾花正啓

氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診断する障害の種類	辞退年月日
田島文博	公立大学法人 和歌山県立医科大学 附属病院	和歌山市紀三井寺8 11-1	肢体不自由	令和5年3月31日
梅本安則	公立大学法人 和歌山県立医科大学 附属病院	和歌山市紀三井寺8 11-1	肢体不自由	令和5年3月31日
河合 純	医療法人裕紫会 中谷病院	和歌山市鳴神123 -1	肝臓機能障害	令和5年6月1日

（令和6年3月1日揭示済）

## 和歌山市告示第84号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者を廃止したので、同法第24条の37第1項第2号の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月1日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
3070 1011 12	相談支援 事業所中	和歌山市紀 三井寺45 2-10	障害児相 談支援	身体障害 者、知的 障害者、 難病等対 象者、障 害児	相談支援 事業所中 合同会社	和歌山市紀三 井寺452- 10	令和2年 12月1 日	令和6年 3月29 日

（令和6年3月1日揭示済）

## 和歌山市告示第85号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者を廃止したので、同法第51条の30第2項第2号の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月1日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
303 012 321 4	相談支援 事業所中	和歌山市紀 三井寺45 2-10	計画相談 支援	身体障害 者、知的 障害者、 難病等対 象者、障	相談支援 事業所中 合同会社	和歌山市紀三 井寺452- 10	令和2 年12 月1日	令和6 年3月 29日



害児

(令和6年3月1日揭示済)

**和歌山市告示第86号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月1日

和歌山市長 尾花正啓

氏名	診療科目	診断する障害の種類	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
高塚泰輔	腎臓内科	じん臓機能障害	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺 811番地1	令和6年3 月1日

(令和6年3月1日揭示済)

**【 公 告 】**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和6年2月19日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市小倉字中萱枿81番1、82番1、84番4の一部、115番11、115番12、115番13、115番14	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田梨絵

(令和6年2月19日揭示済)

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により和歌山農業振興地域整備計画を令和6年2月22日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の和歌山農業振興地域整備計画を和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課において縦覧に供する。

令和6年2月22日

和歌山市長 尾花正啓

(令和6年2月22日揭示済)

和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年2月22日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 土地区画整理事業の名称  
和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業
- 2 施行者の名称  
和歌山市
- 3 施行地区  
和歌山市黒田の一部  
和歌山市納定の一部

和歌山市吉田の一部

和歌山市太田の一部

## 4 事業施行期間

昭和50年1月17日から令和8年3月31日まで

## 5 事務所の所在地

和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所

## 6 事業計画決定の年月日

昭和50年1月9日

## 7 変更の年月日

令和6年2月20日

(令和6年2月22日揭示済)

和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業の変更事業計画において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書の写しを、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第10項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定より、次のとおり公告する。

令和6年2月22日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 縦覧場所

和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所都市建設局都市計画部まちなみ景観課内

## 2 縦覧時間

和歌山市の休日を定める条例（平成元年12月21日条例第62号）第1条第1項に規定する市の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分まで

(令和6年2月22日揭示済)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和6年2月28日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長
			総延長
令和6年2月 26日 和建指第27 28号	和歌山市堀止西 1丁目157番 1の一部	大阪市北区大淀中1丁目1 番30号 積水ハウス不動産関西株式 会社 代表取締役 澤田康志	6.00m× 31.11m
			6.00m～6.10m×0.62m
			6.10m× 10.04m
			41.77m

(令和6年2月28日揭示済)

## 【 選挙管理委員会告示 】

## 和歌山市選挙管理委員会告示第6号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和6年2月26日

和歌山市選挙管理委員会

委員長 宮原秀明

1 日時 令和6年3月1日（金）午前10時00分

2 場所 和歌山市西汀丁36番地

和歌山商工会議所 1 階選挙管理委員会室

## 3 案件

- (1) 選挙人名簿に登録するについて
- (2) 直接請求に必要な選挙人の数について
- (3) 選挙人名簿から抹消するについて

(令和 6 年 2 月 26 日 揭示済)

---

**和歌山市選挙管理委員会告示第 7 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による各種請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による各種請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和 6 年 3 月 1 日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 宮原 秀明

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 6,042 人
- 2 地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 100,699 人
- 3 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 50,350 人

(令和 6 年 3 月 1 日 揭示済)

---

**【 教育委員会告示 】****和歌山市教育委員会告示第 3 号**

和歌山市教育委員会臨時会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和 6 年 2 月 27 日

和歌山市教育委員会  
教育長 阿形 博司

- 1 日時 令和 6 年 2 月 29 日（木） 午後 6 時から
- 2 場所 和歌山市七番丁 23 番地  
和歌山市役所 11 階 教育委員室
- 3 事案
  - (1) 2024 年度和歌山市学校教育指針について
  - (2) 人事案件について
  - (3) 人事案件について
  - (4) その他

(令和 6 年 2 月 27 日 揭示済)

---

**【 企業局告示 】****和歌山市企業局告示第 5 号**

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成 13 年条例第 26 号）第 9 条の規定により代表者氏名の変更の届出があったので、同条例第 18 条第 6 号の規定により告示する。

令和 6 年 2 月 16 日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

指定番号	第607号
変更年月日	令和6年1月30日

	変更前	変更後
指定工事店名	株式会社 川嶋工業 和歌山支店	
営業所所在地	和歌山市松江中2丁目2番15号	
代表者氏名	代表取締役 川嶋清治	代表取締役 斯波正樹

(令和6年2月16日揭示済)

## 【 消 防 局 訓 令 】

### 消防局訓令第1号

和歌山市消防職員名札着用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年2月29日

和歌山市消防局長 吉野 楠 哉

和歌山市消防職員名札着用規程の一部を改正する規程

和歌山市消防職員名札着用規程（平成14年消防局訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）



和歌山市

所属名 職名

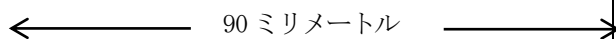
ふりがな

姓

ローマ字



55 ミリメートル



90 ミリメートル

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に存するこの規程による改正前の和歌山市消防職員名札着用規程の様式による名札は、この規程による改正後の和歌山市消防職員名札着用規程の規定にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

（令和6年2月29日揭示済）